

各位

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

## 「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」 2015年度改訂版 第2版 発行のお知らせ

日頃より当会の活動にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。

このたび、「運転者講習テキスト 2015年度改訂版」を増刷するにあたり、一部を修正いたしました。個人情報保護法の改正に伴う変更点と、接遇・介助の動作について関係団体等から寄せられたご意見を反映したものです。

「2015年度改訂版 初版(3刷)」をお持ちの方は、講習実施の際に本紙を増し刷りして配布、または挟み込むなどのご対応をいただけますと幸いです。ご指導いただく講師のみなさまにも、事前に変更箇所をご確認いただきますようお願い申し上げます。今後も、役立つテキストにするため改訂を行ってまいりますので、お気づきの点がございましたらご指導ご意見をお寄せください。

### 【運転者講習テキスト 2015年度改訂版 初版(3刷)からの主な変更点】

項目	初版(3刷)の頁番号と位置		挿入文もしくは差し替え内容
第4章 接遇・ 介助	P34	(5)守秘義務 3行目~4行目を削除	近年、個人情報保護法や・・・高まっています。
	P50	(4)セダン車両の乗 降の次に挿入	イラストはいずれも一例として参考にしてください。利用者の状況を確認しながら、利用者と介助者の双方に負担の少ない方法で介助することを心がけましょう。
	P51	⑨全文差し替え	利用者を前傾させてから、腰や臀部をずらして、座席の奥深くに座ってもらいます。
第8章 リスク への備 えと対 応	P112	4個人情報保護 全文差し替え	<p>個人情報を取り扱う団体には、個人情報の利用目的を明確にし、他の目的に利用しないこと、個人情報を安全に管理すること、第三者に提供しないこと、苦情の処理を行うこと等が義務付けられています。「改正個人情報保護法」が、2017年(平成29年)5月30日に施行され、5,000人以下の個人情報を取り扱う団体であっても同様に義務付けとなりました。</p> <p>利用者や運転者の氏名や住所等は大事な個人情報です。運転者はサービス提供の現場で個人情報を扱う立場にいますので、運転者それぞれが個人情報を的確に管理しなければいけません。団体と個人情報の取扱方法を確認し徹底しましょう。</p>

以上